

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2020

月刊

中小企業レポート

2

No.519

活性化情報 長野県中小企業団体中央会

特集

令和元年度 長野県における中小企業の労働事情





法人のお客さまの事業性資金にお役立てください。

けんしんBANK 地方創生ローン

- SDGsに取り組んでいる事業者さま
- 働き方改革への取り組みを実施している事業者さま
- 女性従業員の労働環境の改善に努めている事業者さまetc. に金利優遇いたします。

地域の魅力をプロデュースし、地域社会の新たな価値創造に尽くします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

2030年に向けて世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

けんしんBANKの取組事例



3 すべての人に
健康と福祉を

- 医療関連事業分野の
融資推進



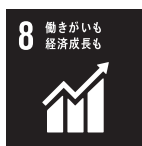
4 質の高い教育を
みんなに

- 人材育成



7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに

- 環境保全に対する取り組み
- 節電・省エネルギーに
対する取り組み
- エコドライブの実践
- 廃棄物の削減



8 働きがいも
経済成長も

- 経営支援全般
- 働き方改革支援
- しんくみ食のビジネスマッチング展
- 地域未来牽引企業への取引先企業の推進
- 事業承継支援
- 創業支援



9 産業と技術革新の
基盤をつくる

- 企業の海外展開に係る支援
- 知的財産に関する課題解決支援
- 地域特化購入型クラウドファンディングサイト
「Show Boat」の運営
- 6次産業化支援



11 住み続けられる
まちづくりを

- 地域の活性化(地方創生)に関する取り組み
- ボランティア活動

●詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。



知恵と力を合わせて信州を元気に

月
刊

中小企業レポート

2020

2

No.519

-
- 2 **特集**
令和元年度 長野県における
中小企業の労働事情
-
- 6 **中央会インフォメーション**
-
- 9 **全中インフォメーション**
-
- 10 **好機逸すべからず**
小県精密株式会社（上田市）
塚田理研工業株式会社（駒ヶ根市）
-
- 12 **市町村のイチオシ！**
小諸市
-
- 13 **弁護士の話**
「相続の効力等に関する見直し」
-



〈表紙写真〉脇本陣 糸屋

江戸時代、北国街道・小諸宿にて、参勤交代の大名や幕府役人、勅使などが休泊した本陣に次ぐ旅舎であり、旅籠であった脇本陣は、昭和20年代まで旅館業を営んでいました。

その脇本陣を市が購入し、宿泊施設・茶屋等として利用するため当時の面影を極力残した再整備を行い、（一社）こもろ観光局を指定管理者として、令和元年7月にリニューアルオープンしました。

江戸時代から昭和の旅人たちが一息ついたこの糸屋で歴史や木のぬくもりを感じながら、至福のひとときを過ごしてみませんか。

特集 令和元年度 長野県における中小企業の労働事情

毎年、7月1日を基準日とし、都道府県中央会において「中小企業労働事情実態調査」を実施しています。大規模な集計を行うため、動きの速い昨今、公表時期の現況と乖離することもあります。[1～9人]の小規模企業まで調査対象としている数少ない資料としての特色を持っています。

今年度で56回目となる本調査の抜粋をご紹介します。これからの時節、中小企業における労働問題に関する検討の一助としてご利用いただければ幸いです。

また、調査結果全体は本会ホームページに平成22年度分から掲載しています。経営環境、労働時間、賃金改定など、経年同一の調査項目など比較してご覧いただくことも可能となっています。

本会ホームページURL <http://www.alps.or.jp/chuokai/roudou/>

I. 調査のあらまし

1. 調査の目的

この調査は長野県内の中小企業における賃金・労働時間・雇用等の実態を把握し、中央会労働支援方針策定の基礎資料とするとともに、中小企業における労務対策の参考に資することを目的とする。

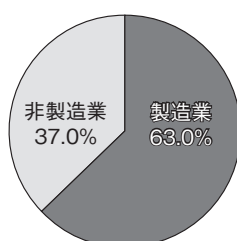
2. 調査方法・集計

長野県内の従業員300人以下の民間事業所（卸売業100人以下、小売業50人以下・サービス業100人以下）を対象に1,300事業所を任意抽出し、郵送により調査を依頼した。

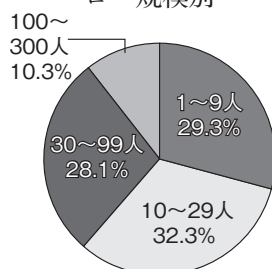
有効回答697事業所（回答率53.6%）について集計した。

(1) 集計事業所内訳

イ 産業別

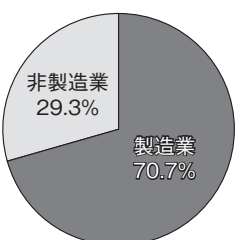


ロ 規模別

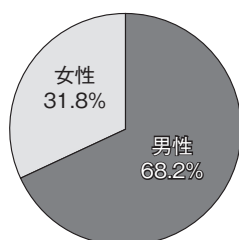


(2) 集計労働者内訳

イ 産業別



ロ 男女別



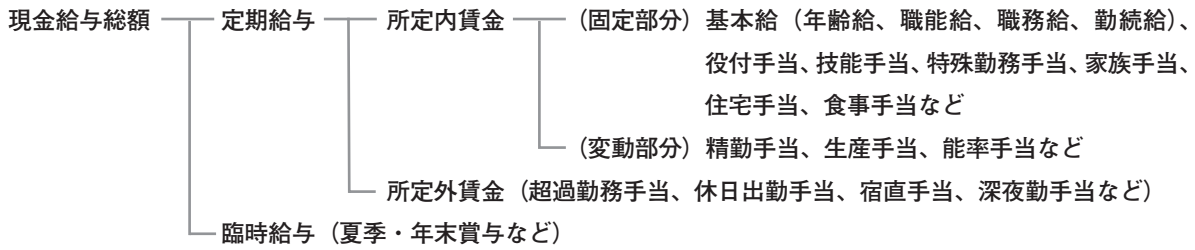
3. 調査時点

令和元年7月1日現在

4. 調査結果利用上の留意点

- (1) この調査で「常用労働者」とは、次のうちのいずれかに該当する者をいう。パートタイム労働者であっても、下記のイ・ロに該当する場合は常用労働者に含みます。
 - イ 期間を決めずに雇われている者、または1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者。
 - ロ 日々または1ヶ月以内の期限を限って雇われている者のうち、5月、6月にそれぞれ18日以上雇われた者。
- ハ 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。
- (2) 「パートタイム労働者」とは、1日の所定労働時間がその事業所の一般労働者より短い者、または1日の所定労働時間が同じでも1週間の所定労働日数が少ない者をいう。
- (3) 「所定労働時間」とは、就業規則、労働協約などで定められている始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた時間。
- (4) 「初任給」は、令和元年6月の1ヶ月間に支給した所定内賃金額（税込額）で通勤手当を除いたもの。
- (5) 賃金改定結果は平成31年1月1日から令和元年7月1日までの間に定期昇給、ベースアップの実施、非実施を決定した事業所で、ここでの「平均所定内賃金」は、賃金改定後の数値。

(6) 本調査における賃金分類



Ⅱ. 調査結果の概要

1. 中小企業の経営環境

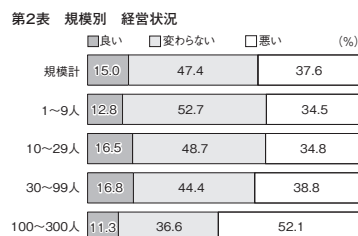
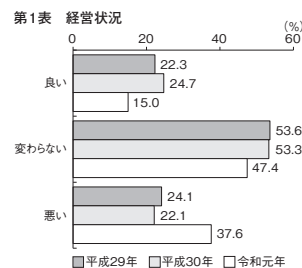
(1) 経営状況

中小企業の経営状況をみると、1年前に比べて「悪い」とする事業所が37.6%（前年は22.1%）と前年に比べて15.5ポイント増加し、「良い」とする事業所は前年比9.7ポイント減少して15.0%となった。

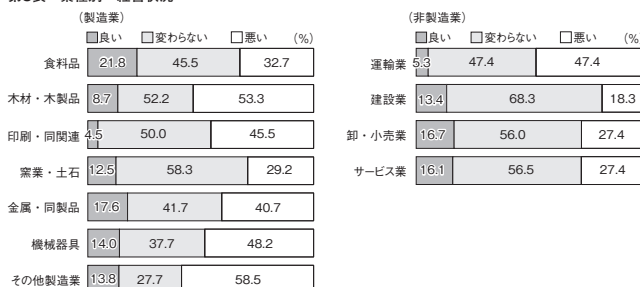
規模別には、「100～300人」で52.1%（前年5.4%）の事業所が「悪い」と回答し、最も高くなっている。

業種別にみると、製造業においては「その他製造業」が58.5%（前年24.5%）「悪い」としている。他の業種も「変わらない」または「悪い」とする比率が80%を超えている。

非製造業では、運輸業が「変わらない」または「悪い」とする比率が94.8%と高くなっており他の業種も80%を超えている。



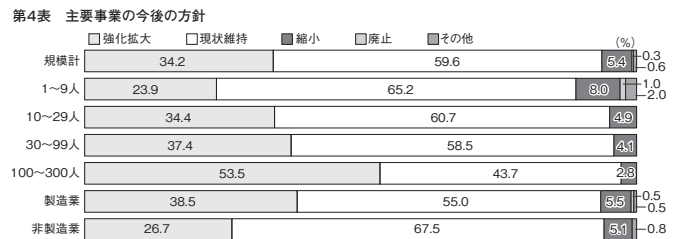
第3表 業種別 経営状況



(2) 主たる事業の今後の経営方針

現在行っている主要事業について、今後の方針をみると「現状維持」が59.6%（前年56.9%）と最も高く、「強化拡大」34.2%（前年38.1%）、「縮小」5.4%（前年3.7%）の順になっている。

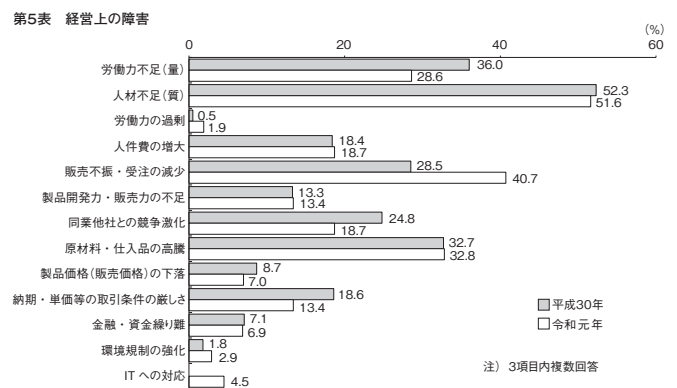
規模別では、規模が大きくなるほど「強化拡大」とする事業所の割合が高く、小さくなるほど「現状維持」「縮小」とする割合が高くなっている。



(3) 経営上の障害

経営上の障害は、「人材不足（質）」が51.6%（前年52.3%）、次いで「販売不振・受注の減少」が40.7%（前年28.5%）、「原材料・仕入品の高騰」32.8%（前年32.7%）で、「労働力不足（量）」が7.4ポイント減少し、「販売不振・受注の減少」が12.2ポイント増加している。

事業規模別にみると「1～9人」で「販売不振・受注の減少」が1位となっているが、他の規模は「人材不足（質）」がトップとなっている。



第6表 規模別にみた経営上の障害上位3項目 (%)

	1 位	2 位	3 位
1～ 9人	販売不振・受注の減少 48.7	人材不足（質） 34.5	原材料・仕入品の高騰 32.0
10～ 29人	人材不足（質） 57.6	販売不振・受注の減少 37.1	原材料・仕入品の高騰 33.9
30～ 99人	人材不足（質） 58.0	販売不振・受注の減少 37.8	原材料・仕入品の高騰 34.2
100～300人	人材不足（質） 62.5	販売不振・受注の減少 37.5	労働力不足（量） 36.1
規 模 計	人材不足（質） 51.6	販売不振・受注の減少 40.7	原材料・仕入品の高騰 32.8

注）3項目内複数回答

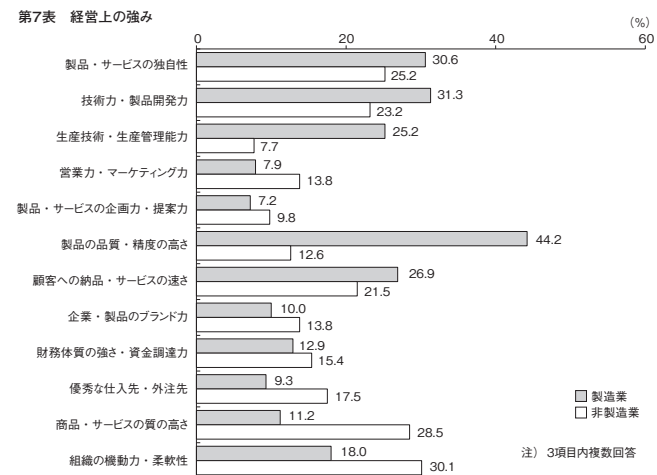
業種別にみた経営上の障害上位3項目 (%)

	1 位	2 位	3 位
食 料 品	原材料・仕入品の高騰 62.3	人材不足（質） 41.5	販売不振・受注の減少 35.8
木 材 ・ 製 品	販売不振・受注の減少 73.3	・原材料・仕入品の高騰・人材不足（質） 40.0	販売開発力・販売力の不足 26.7
印 刷 ・ 同 関 連	販売不振・受注の減少 62.8	原材料・仕入品の高騰 55.8	同業他社との競争激化 39.5
窯 業 ・ 土 石	原材料・仕入品の高騰 64.0	人材不足（質） 44.0	販売不振・受注の減少 40.0
金 属 ・ 同 製 品	人材不足（質） 60.2	販売不振・受注の減少 44.4	労働力不足（量） 27.8
機 械 器 具	人材不足（質） 65.5	販売不振・受注の減少 47.8	原材料・仕入品の高騰 25.7
そ の 他 製 造 業	販売不振・受注の減少 46.2	原材料・仕入品の高騰 44.6	人材不足（質） 41.5
運 輸 業	人材不足（質） 72.2	労働力不足（量） 44.4	原材料・仕入品の高騰 38.9
建 設 業	人材不足（質） 61.7	労働力不足（量） 56.8	原材料・仕入品の高騰 28.4
卸 ・ 小 売 業	販売不振・受注の減少 43.4	人材不足（質） 41.0	同業他社との競争激化 28.9
サ ー ビ ス 業	人材不足（質） 45.0	労働力不足（量） 40.0	人件費の増大 36.7

注）3項目内複数回答

(4) 経営上の強み

製造業では「製品の品質・精度の高さ」が44.2%（前年42.0%）、「技術力・製品開発力」31.3%（前年34.8%）、「製品・サービスの独自性」30.6%（前年29.3%）の順に高く、非製造業では、「組織の機動力・柔軟性」が30.1%（前年28.0%）、「商品・サービスの質の高さ」が28.5%（前年26.3%）、「製品・サービスの独自性」が25.2%（前年25.0%）となっている。

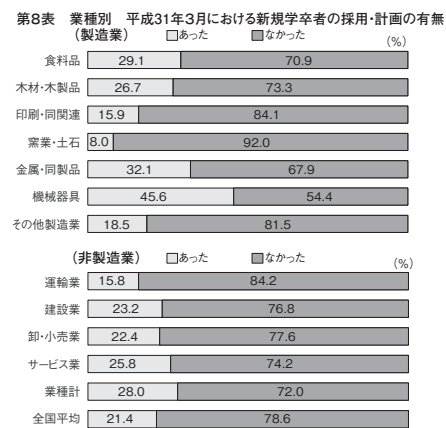


2. 新規学卒者の採用・初任給

(1) 平成31年3月の新規学卒者採用・採用計画の有無

平成31年3月の新規学卒者の採用または計画が「あった」と回答した事業者は28.0%で、「なかった」は72.0%となっている。

業種別にみると、「あった」は「機械器具」45.6%、「金属・同製品」32.1%、「食料品」29.1%の順となっている。一方「窯業・土石」では92.0%「なかった」と回答している。



(2) 新規学卒者の初任給

〔高校卒者の初任給〕

高卒の初任給は、技能系で166,892円と前年比2.99%増、事務系は159,333円で前年比2.93%の減となっている。

〔専門学校卒者の初任給〕

専門学校卒の初任給は、技術系で177,665円、前年比1.07%増、事務系は175,217円で前年比0.39%の減となっている。

〔短大卒者の初任給〕

短大卒者の初任給は、技術系で176,869円と前年0.46%増、事務系は175,596円、前年比1.58%の増となっている。

〔大卒者の初任給〕

大卒者の初任給は、技術系で202,332円と前年比0.24%減、事務系は198,423円、前年比1.16%の減となっている。

第9表 新規学卒者の初任給

		初 任 給 (円)		対 前 年 率
		昨 年 度	上 昇 率	
高 校	技術系	166,892	162,054	△2.99%
	事務系	159,333	164,139	▼2.93%
専 門 学 校	技術系	177,665	175,778	△1.07%
	事務系	175,217	175,901	▼0.39%
短 大	技術系	176,869	176,054	△0.46%
	事務系	175,596	172,870	△1.58%
大 学	技術系	202,332	202,820	▼0.24%
	事務系	198,423	200,750	▼1.16%

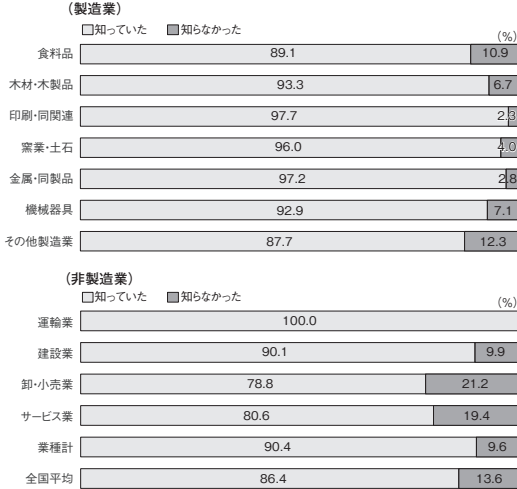
3. 年5日の年次有給休暇の取得（付与）義務について

(1) 年5日の年次有休取得（付与）義務の認知

2019年4月からすべての事業所において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させる事が必要になった事を知っていたかどうか聞いたところ90.4%が「知っていた」と回答した。

業種別に見ると8割～9割の製造業で「知っていた」と回答した。「印刷・同関連」97.7%、「金属・同製品」97.2%、「窯業・土石」96.0%の順に認知度が高くなっている。非製造業では「運輸業」においては100.0%が「知っている」と回答した。しかし「卸・小売業」及び「サービス業」においては2割ほどの事業で「知らなかった」と回答している。

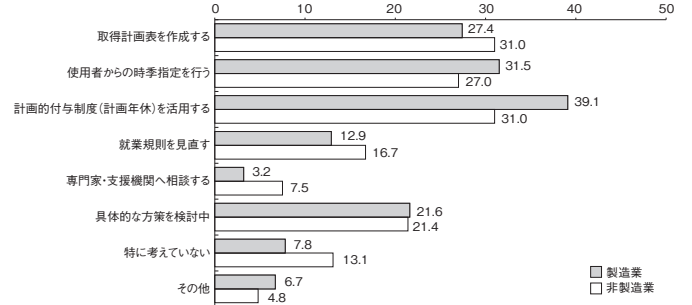
第10表 業種別 年5日年次有休付与義務の認知



(2) 年5日の有給休暇の取得（付与）義務への対応

事業所で実施している（今後実施していこうとする）方策について聞いたところ、製造業においては「計画的付与制度（計画年休）を活用する」が39.1%、「使用者からの時季指定を行う」31.5%、「取得計画表を作成する」27.4%の順になっている。非製造業においては「取得計画表を作成する」「計画的付与制度（計画年休）を活用する」が31.0%と同率となっており、次いで「使用者からの時季指定を行う」の順となっている。製造業、非製造業共に「具体的な方策を検討中」とする事業所が2割を超え、「特に考えていない」は「製造業」で7.8%、「非製造業」で13.1%となっている。

第11表 規模別 年5日年次有休付与義務への対応



4. 賃金の改定状況

(1) 賃金の改定状況（平成31年1月から令和元7月）

平成31年春の賃金改定（定昇含む。）は、「引き上げた」とする事業所が51.6%（前年61.0%）、「7月以降引き上げる予定」が13.6%（前年10.7%）ある一方で「実施しない（凍結）」が9.2%（前年11.0%）、「引き下げた」0.7%（前年0.6%）、「7月以降引き下げる予定」も0.3%（前年0.6%）あり、「未定」とする事業所も24.5%（前年16.1%）あった。

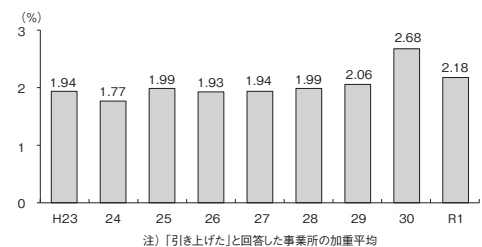
規模別では、「100～300人」で69.4%が「引き上げた」反面、「1～9人」では30.9%に止まっている。

第12表 規模別 賃金改定実施状況

	引き上げた	引き下げた	今年実施しない（凍結）	7月以降引き上げる予定	7月以降引き下げる予定	未定
規模計	51.6	0.7	9.2	13.6	0.3	24.5
1～9人	30.9	1.0	14.2	9.8	0.5	43.6
10～29人	52.9	0.9	8.9	14.7	0.4	22.2
30～99人	65.3	—	6.1	16.8	—	11.7
100～300人	69.4	1.4	4.2	12.5	—	12.5
全国平均	50.7	0.6	15.8	11.5	0.4	21.0

賃金昇給額・率をみると、「引き上げた」事業所の単純平均では昇給額6,161円（前年6,831円）、率にして2.51%（前年2.78%）となった。加重平均では、5,363円（前年6,818円）、率にして2.18%（前年2.68%）となっている。

第13表 昇給率の推移【引き上げ回答事業所】



第14表 規模別 賃金改定状況（総平均）

	平均 所定内 賃金 (円)	平均 昇給額 (円)	平均 昇給率 (%)
規模計	250,365	5,161	2.10
1～9人	246,621	3,773	1.55
10～29人	251,871	5,918	2.41
30～99人	253,914	5,431	2.19
100～300人	243,536	4,870	2.04
全国平均	253,182	6,388	2.59

注）「引き上げた」「引き下げた」「今年実施しない（凍結）」回答の総平均

「引き上げた」事業所の平均	251,528	6,161	2.51
---------------	---------	-------	------



「ONE NAGANO」はみんなで復興に 取り組もう!!という合言葉です

被災者、被災地、長野県、応援していただく方を含めたみんなが元気になること。そして、その先の未来を元気にしていくことを目的として合言葉「ONE NAGANO」が定められました。

一人ひとりの想いや行動をつなぐ合言葉として「ONE NAGANO」を共有し、復興に向けてそれぞれの立場でできることを少しずつ行動に移すことで、より良い復興（Build Back Better）に向けた力強いムーブメントとなることを目指しています。

一人ひとりがそれぞれの立場で、できることからやってみよう！

●被災者を元気に

ボランティアへの参加、ボランティアの輪の拡大、義援金・寄付金への協力

●被災地を元気に

被災地産の農産物や商品の購入 地域のつながり強化(行事・イベントへの参加や協力)

●長野県を元気に

被災前より元気な農業・商工業・観光業を目指した復興

観光誘客の促進(がんばろう信州！観光キャンペーン)

●みんなを元気に

想いや行動を「#ONE NAGANO」をつけてSNSで発信

ボランティアへの感謝と支援(感謝の声かけ、あいさつ、サポーター店舗)



●未来を元気に

将来のより良い長野県づくりへ

“Working together to support one another”

“ONE NAGANO”～想いをひとつに～

台風第19号の被災地では、被災された方々と共に、ボランティアや企業・団体など、多くの皆さんが声を掛け合い、励まし合いながら復旧を進めてきました。

私達は、いまだに、辛く、不安な思いをされている方がいるという事実を重く受け止め、一人ひとりの暮らしや、生業の再建への歩みを加速し、誰一人取り残されることのない復興を目指す決意です。

今必要なのは、あなたの想いです。あなたの想いが多くの方とつながり、地域に活力を取り戻すための大きな力になります。

想いをひとつに、互いに支え合いながら、一日も早い復興に向けて進み続けましょう。

長野県、長野県市長会、長野県町村会、長野県災害時支援ネットワーク、長野県社会福祉協議会

商店街活動紹介 松尾町の愛称「真田坂」を商標登録

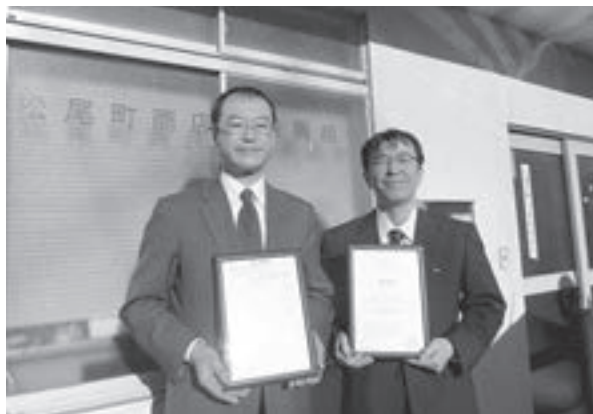
～上田市松尾町商店街振興組合～

上田市松尾町商店街振興組合では、10月に松尾町の愛称として使用され、組合が発行するフリーペーパーのタイトルにもなっている「真田坂」の商標登録を取得しました。

「真田坂」の名称は、2000年に上田駅から松尾町商店街に続く坂道への愛称を市民から公募し、決定したものです。2005年からは、組合が発行するフリーペーパーの名前としても使用されています。

年に1回から2回発行されるフリーペーパー「真田坂」は、創刊以来、十数年をかけて上田市民や上田を訪れる方に浸透していき、フリーペーパーに対する反響が大きくなっていることから、「真田坂」を松尾町商店街が育てたブランドとして大切に守っていくため、上田商工会議所の支援により今回の商標登録となりました。

「商標登録は一つの財産。長年、松尾町の愛称として親しまれてきた『真田坂』のブランドを守っていききたい」とフリーペーパー「真田坂」の編集長で飯島新一郎担当理事は商標登録にかける思いを話していただきました。



商標登録証を持つ藤岡幸司理事長(右)と飯島担当理事(左)

大人の展覧会 ～人生ポスターコンテスト～ を開催

～飯山仏壇事業協同組合～

12月21日、飯山市「飯山市民文化交流館なちゅら」にて、飯山仏壇事業協同組合が仏壇通りで開催した「大人の展覧会～人生ポスターコンテスト～」の結果発表会が行われました。

上海一徳理事長は挨拶で「お仏壇は思い出と向き合う場所として大切なものであり、心のよりどころとなるもの。組合では今後も『思い出の門』をコンセプトに飯山仏壇をPRしていきたい」と述べられました。

「大人の展覧会～人生ポスターコンテスト～」は同組合が仏壇を売る店主の人柄を知ってほしいという思いから、店主の趣味や人生にまつわることをテーマにポスターを制作し、参加する8店の店頭に掲げ投票を募ったものです。



11月1日～12月15日までの45日間の開催期間中、416票の投票がありました。8作品の中でグランプリに輝いたのは80票を獲得した「明石佛壇店」、準グランプリには「松本仏壇店」が選ばれ、それぞれの作品にも審査員特別賞などが授与されました。

また、来年度の事業展開について「思い出の門」をコンセプトに飯山仏壇のプロモーション大作戦を展開し、飯山仏壇を世界に向けて発信していくことが発表されました。

そば焼酎で台風被災地の地元を支援 ～芙蓉酒造協同組合～

芙蓉酒造協同組合は台風19号で被災した佐久地域を応援するため、台風19号災害支援チャリティー商品として、信州そば100%使用の本格そば焼酎原酒「佐久一魂」を1月31日までの期間限定で販売しました。

芙蓉酒造は創業からの長きにわたり酒造りを続けてこられたのは地元の風土による恩恵があってこそ、被災した地元へ貢献できることはないかと考えました。特に被災した後は自粛ムードとなり、お酒等の消費も落ちることから、地元でも頑張っているという情報発信になればとの思いを込めて、昨年から熟成させてきたそば焼酎をチャリティー向けとして販売することを決めました。

期間限定のためすでに販売は終了していますが、新聞に掲載されたことにより大きな反響がありました。販売による収益金を支援金として全額佐久市に寄付する予定です。



商品を手がけた企画開発部長の依田昂憲さんは、「いろいろな思いはあるが、この焼酎が復興への活力となることを切に願い、地元の復興の一助になれば嬉しい。これからも地域に貢献していきたい」と復興への思いを話されました。

※「信州本格そば焼酎原酒 佐久一魂」は地元佐久市産そば（タチアカネ）を100%使用。佐久に掛けて39度の原酒に仕上げられました。やわらかい口当たりと力強い余韻、そばの香ばしさが特徴のそば焼酎。佐久一魂の一魂には佐久を一つに結び付けたいとの願いが込められています。



長野県シニア大学 学生募集

(人生100年、輝きと成長のために)
新たな知識の習得、仲間づくり

一般コース

- 募集期間 令和2年2月3日(月)～3月16日(月)
- 募集人員 佐久学部：130人 上小学部：70人 諏訪学部：70人 伊那学部：90人
飯伊学部：70人 木曽学部：30人 松本学部：180人 大北学部：50人
長野学部：180人 北信学部：50人
- 入学資格 おおむね50歳以上の県内在住の方
- 学習期間 2年間（1年間の標準学習日数は15日）
- 学習内容 教養講座 福祉制度、健康、安全、ICTなど
実技・選択講座 芸術、歴史、文化、音楽、スポーツなど
社会活動講座 地域社会の現状や課題、経験・技術の活かし方
- 授業料等 年額12,000円 ※他に、自治会活動費等の費用が必要となります。

※専門コース

地域のリーダーやプロデューサー的人材を養成する1年制コース（定員30人）を長野学部に設置しています。募集期間や授業料等が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

問い合わせ先

長野県シニア大学本部（公益財団法人長野県長寿社会開発センター）

TEL:026-226-3741 FAX:026-226-8327

<http://www.nicesenior.or.jp/daigaku/index.html> ホームページから学生募集案内をダウンロードできます。

長野県シニア大学各学部（長野県保健福祉事務所福祉課内）/市役所・町村役場（高齢者福祉担当課）

西村経済再生担当相と意見交換

1月16日、長野県庁において西村康稔経済再生担当相と県内経済団体との意見交換会が開催されました。

西村経済再生担当相は挨拶の中で、中小企業の生産性向上や海外展開、人材投資などに対する国の支援策について説明するとともに、就職氷河期世代への採用支援について協力を仰ぎました。

本会からは、高木正雄副会長が出席し、米中貿易摩擦による輸出系製造業の下振れや消費増税による個人消費の冷え込みなど、中小企業を取り巻く環境は先行きが不透明であるとの認識を示し、経済政策への提言として、ものづくり補助金などの生産性向上に関する支援施策の拡充を求めるとともに、働き方改革や人手不足対策など持続的な成長に向けた対策の強化を求めました。

全世代型社会保障改革については、社会保険制度の整備にあたっての中小企業への配慮や短時間労働者や個人事業主への社会保険の適用範囲の見直しへの慎重な検討を提言しました。

また、台風19号による被災中小企業・小規模事業者に対するグループ補助金等の支援策の継続強化や千曲川水系の早急な治水対策の実施を要望しました。



●韓国中央会と意見交換

全国中央会は昨年12月26日、韓国中小企業中央会のキム・ギョンマン経済政策本部長、キム・テファン国際通商部長、リ・サンウォン部長代理と懇談しました。

今後は、中小企業が直面する両国の課題として、労働時間の規制、最低賃金、事業承継、組合の4テーマに関して情報交換を行っていくこととなりました。



右から リ・サンウォン部長代理、キム・テファン国際通商部長、キム・ギョンマン経済政策本部長

●全国団体新春交流会を開催

全国中央会は1月20日、全中・全味ビルにおいて、全国団体新春交流会を開催し、本会の令和2年度事業方針の説明、参加団体からの事業PR等が行われました。引き続き開催された交流懇親会では、佐藤専務理事の乾杯挨拶の後、会員のみなさまの活発な情報交換が行われました。



新春交流会の様子

好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 153

小県精密株式会社（上田市）

ワイヤー放電、旋盤など金属加工技術を徹底追究。
超高精度部品からダーツまで難削材加工に自信。

ほとんどが一点もの

おがた
小県精密は金属加工メーカーとして創業し、2019年7月に40周年を迎えました。開発品・特注機械等の単品部品を中心に手がけ、先駆けてワイヤー放電加工機を導入するなど高精度なものづくりを追求し、独自の技術ノウハウを蓄積しています。



ワイヤー放電加工機で抜いた部品

「小さい部品を主体にほとんどが一点もの。工作機械のテーブルなど平面、平行、ピッチが高度に問われるものを多く手がけています。近年はロボットのアームや高精度のチャックなど、マシンのベースとなる三次元形状のアイテムが増えています」

同社の強みは、若手を中心とする現場社員（17名）が一人一台ずつNC加工機を任せられ、全員がプログラミングから操作できること。2代目となる中山英樹社長が社長に就任後、5～6年かけて若手人材の採用・育成に力を入れてきた成果です。

「今、20代の若手社員の動きが良い」と中山社長。「現在、5軸加工機を扱えるのは1人だけですが、来年は2～3人に覚えてもらう予定です。うちは一品料理なので毎日変化があり、精度向上や生産効率化を目指した技術の応用がきくようになると仕事がより楽しくなる。3年いて辞める若手社員はほとんどいません」。

超高精度ワイヤー放電加工技術



ものづくり補助金で導入したワイヤー放電加工機

平成28年度ものづくり補助金を活用して取り組んだのが、チタン・SUS材などの難削材を使った精密部品を加工するための超高精度ワイヤー放電加工技術と生産性の向上です。

ワイヤー放電加工機とは、工作物と極細のワイヤー電極と



ダーツ。金属部分に穴

の間の放電現象を利用して金属を加工する工作機械。二次元形状の金型や微細加工・精密加工などに利用されています。同社では高精度なワイヤー放電加工機の導入により蓄積してきた技術をさらに高め、精密・光学計測機器など従来の製品分野に加え、航空宇宙機器など新たな分野への対応を目指しています。

一方、高度な金属加工技術と中山社長の趣味を活かして取り組んでいるのがダーツ事業。タングステンなどの硬い金属を素材にダーツ部品で最も重要とされる「バレル」を開発・製造し、国内外のダーツマニアの人気を集めています。

「バレルの前側にワイヤーカットで穴を貫通させて軽量化し、さらに重心を変えることでより飛びやすくした。こだわりを持った製品づくりは



NC加工機に取り付けられた油除去ダクト

トッププロからも評価されています」と中山社長。ここには超高精度ワイヤー放電加工技術など、同社の金属加工技術をアピールしたいという思いもあるようです。



小県精密株式会社

代表 代表取締役 中山英樹
設立 1980（昭和55）年7月
資本金 1,000万円
従業員数 24名
本社 上田市中丸子上山3-43



TEL.0268-42-5600 FAX.0268-42-2071
事業内容 開発品・特注機械等の単品部品を中心とする金属加工

好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol. 154

塚田理研工業株式会社（駒ヶ根市）

絶え間ない技術革新と地球環境との共生。
その両立を目指す表面処理加工のトップメーカー。

美しい色彩と豊かな輝きを放つ めっき部品

トヨタ自動車が開発する高級車ブランド、レクサスが2010年から12年にかけて世界500台限定で生産・販売したスーパーカー「レクサスLFA」。そのインテリア、エク



レクサスLFAのインテリアで輝くめっき部品

テリアで美しい色彩と豊かな輝きを放つめっき部品を手がけたのが、塚田理研工業です。

同社は1963年、プラスチックめっきの専門工場として設立。66年には世界に先がけバレルによるプラスチックめっきの量産化に成功しました。その後、「金型→成形→めっき→塗装・印刷→組立」の一貫生産体制を確立。手がける製品はオーディオ、カメラ、家電、情報機器、自動車、航空宇宙などさまざまな分野に広がり、プリント配線板へのニッケルめっき、パラジウムめっき、金めっきでも高い実績を誇ります。

同社の特徴は、プラスチックのほか、金属に匹敵する高耐熱性と強度を持つエンジニアリングプラスチック（エンブラ）や軽合金など幅広い素材に、環境に配慮した三価クロムや、耐食性、耐磨耗性などすぐれた特性を持つイオンプレATING（真空めっき）といった高度なめっきを駆使し、多彩な色づけが可能なこと。デザイナー向けに色調サンプル帳を用意しているのも同社ならではの。

イオンプレATINGにおいては平成24年度ものづくり補助金を活用し、金色のハードコート、青色・黒色の加飾、ハーフミラーを実現。製品バリエーションをさらに広げました。

人にやさしく、地球を汚さない工場



バーコード制御でロボットが稼働する全自動めっきライン

「当社は人にやさしく、地球を汚さない工場です」と胸を張るのは、下島康保社長。「賞与・税金・内部留保・株主の利益4分割方式

や、家族主義を経営理念に掲げています。ここにいて良かったと従業員が思える会社にしたいから」。

社員が立ち仕事で疲れないようにとの配慮から工場内はすべて木の床。水や汚れとは無縁の工場内には全長120メートルの全自動めっきラインが稼働し、危険で汚い作業に社員が直接携わることはありません。また、めっきに不可欠の水はイオン交換式総合排水処理装置によって処理し、含まれるニッケル・銅・金などは高純度で回収・リサイクル。水は純水まで浄化し、その50%を再利用しています。どちらも1970年代初めから取り組んできたというのも驚きです。

また工場には大型のスクラバー（排ガス洗浄装置）を17台設置。汚れた空気を洗浄処理して外に出し、きれいな空気を取り入れてクリーンな環境を保っています。もちろん、めっき工場特有の臭いもほとんどありません。



ニッケル、銅、金などを高純度で回収

「宝の山は工場にある」と言う下島社長。令和元年、IoT化を積極的に進めるとともに、社内の“超合理化”を目指す新たな取り組みもスタートしました。



塚田理研工業株式会社

代表 代表取締役 下島康保

設立 1963（昭和38）年6月

資本金 3,750万円

従業員数 192名

本社 駒ヶ根市赤穂16397-5

TEL.0265-82-3256 FAX.0265-82-5349

事業内容 各種プラスチックめっき加工等



小諸市章
(昭和29年4月1日制定)

Komoro City

小 諸 市



小諸市地産地消推進キャラクター「こもろん」

小諸市は長野県の東部に位置し、北に浅間山、南西部に千曲川が流れる自然豊かなまちです。浅間山麓の南斜面に位置した地形のため、火山灰土壌が多いですが、粘土質土壌、砂地土壌など様々な土壌で農産物が作られています。600～1,300mと耕作地の標高差は大きく、全国でもトップクラスの日照時間を誇ります。小諸の風土を活かして、高原野菜、水稻、果樹など様々な農産物が生産されています。

小諸の「すごい」イノベーター達

有害鳥獣・シカの有効活用を目指した「Shika-Kuruwaプロジェクト」

小諸市では、猟友会の担い手不足により苦慮していた鳥獣駆除を実施隊（特別職非常勤職員）が行う体制へと変更しました。これにより、農業被害を減少させることに成功しましたが、一方で鳥獣対策費用が高騰するという新たな課題が発生してしまいました。

そこで小諸市では、駆除した個体をペットフードへ加工し、販売することで対策費用の軽減を図る「Shika-Kuruwaプロジェクト」をスタートさせました。このプロジェクトでは、麻布大学獣医学部と連携することで、科学的知見に基づいた高品質な商品（Komoro Premium Venison Pet Food）を開発し、販売しています。

商品は動物病院やネットショップで購入することもできますし、ふるさと納税返礼品としても手に入れることができます。愛犬・愛猫家の皆さん、是非お試しください！



6次産業化のパイオニア

明治20年代の佐久地方の主な農産物は、水稻やそばなどの雑穀でしたが、たびたび冷害に見舞われていま



した。そんな中、長野県北佐久郡三岡村（現 小諸市三岡）の塩川伊一郎氏が取り組んだのが、桃といちごの栽培でした。

塩川氏は、柔らかく、傷みやすい桃の難点を克服し、多くの人に食べてもらうために、桃の缶詰と苳ジャムの製造に取り組み、製造するジャムは高品質を誇り、明治43年4月20日明治天皇へ献上されました。

日本のジャム産業の発展に大きく貢献したこの日を日本ジャム工業組合は、ジャムの日と決めました。

千曲川ワインバレー・プレミアムワインシティ

千曲川ワインバレーは、冷涼な気候・少ない降水量・多い日照時間などワインブドウにとっての好条件が揃った稀有な地域です。こんな地域の中でも、小諸市は50年



近く歴史を持つ日本の銘醸地で、たゆまぬ栽培者の研究と努力により最高のワインブドウが育ち、国際的な評価の高いワインが造られています。

トップブランドの味噌や農産物など、小諸市の食の魅力「醸し」が国のSAVOR JAPANに認定され、世界品質のワインとともに大きく世界へ羽ばたき始めました。

小諸市は福祉・子育て施設、商業施設や公共交通ターミナル、公共駐車場からなる複合型施設の建設に着手しました。市内全域の利便性を高める「ネットワーク型コンパクトシティ」の構築に向けた取り組みも進めています。新たな時代を担う若者や子どもたちが「小諸に住みたい」「小諸に帰ってきたい」と思えるようなまちづくりを進めています。

小諸市長
小泉 俊博

弁護士の話

相続の効力等に関する見直し



弁護士 矢島久資 (下諏訪町)

1 はじめに

今回のコラムでは、改正相続法のうち、相続の効力等に関する見直しについて取り上げます。相続の効力等の改正に関しては、以下のとおり、従前の解釈とは異なる規定が設けられたもののほか、判例や解釈によって規律されていた内容について明文の規定を置いて取引の安全を図ったものがあります。なお、改正された相続の効力等に関する規定は、2019年7月1日から施行されています。

2 共同相続における権利の承継の对抗要件

(民法899条の2)

- (1) 遺言や遺産分割によって権利を承継した場合、その法定相続分を超える部分については、登記などの对抗要件を備えなければ、第三者に対抗できないとされました(1項)。

改正前民法のもとでは、遺贈による不動産の取得については、判例によって登記をしなければこれを第三者に対抗することはできないと解釈されており、本条により、明文の規定が置かれることになりました。

他方で、判例によれば、遺言により、相続分の指定や遺産分割方法の指定(いわゆる「相続させる」旨の遺言は特別の事情がない限り、遺産分割方法の指定にあたりと解釈されています。)がなされた場合には、登記なくしてその権利を第三者に対抗できるとされていました。しかし、このような解釈には法定相続分による権利の承継があったと信じた第三者が不測の損害を被るなど取引の安全を害するという問題がありました。そこで、新たに条文を設けて、相続分の指定や遺産分割方法の指定についても第三者对抗要件を要することとされました。

このように、遺贈による不動産の取得については改正前民法と同様の扱いとなりますが、相続分の指定や遺産分割方法の指定については本条の適用を受けるため、改正前民法の判例の解釈とは異なり、第三者に対する对抗要件を要することとなりましたので注意が必要です。

なお、本条は、法定相続分を超える部分について对抗要件の具備を必要としたものであり、法定相続分を超えない部分については、对抗要件を備えることなく権利の取得を第三者に対抗することができます(この点は、改正前民法から変更はありません。)

- (2) また、相続によって承継される権利が債権である場合の对抗要件の特則について新たな規定が設けられ、法定相続分を超えて債権を承継した共同相続人は、当該債権に係る遺言・遺産分割の内容を明らかにして債務者に通知することによって、単独で对抗要件を備えることができることになりました(2項)。

民法467条では、債権譲渡の第三者对抗要件は、譲渡人からの債務者への通知又は債務者の承諾とされていますが、相続による債権の承継については譲渡人に相当す

る者は、被相続人の地位を承継した共同相続人全員になりますので、民法467条のみでは共同相続人全員による通知がなされなければ、第三者对抗要件が満たされないこととなります。しかし、相続の場合に共同相続人全員による通知が必要となれば、非協力的な相続人が一人でもいれば对抗要件を具備することができなくなる不都合が生じます。そこで、遺言・遺産分割の内容を明らかにするのであれば(遺言書・遺産分割協議書の提示は必要とされていますが、交付までは要求されていません。)、受益相続人による単独の通知のみでも、共同相続人全員からの通知とみなして对抗要件として認めることとしました。

3 相続分の指定がある場合の債権者の権利行使

(民法902条の2)

相続債務の承継について、民法は、各共同相続人がその相続分に応じて被相続の権利義務を承継するとしています。法定相続分に関する規定にかかわらず、遺言で共同相続人の相続分を定めることができるとしています(902条1項)。

本条は、相続債権者の同意なく、遺言者の一存で債権者の地位を害することは相当ではないことから、民法902条の規定による相続債務についての相続分の指定は相続債権者に対してはその効力が及ばないこととした規定であります。改正前民法においても判例で同様の解釈がされており、相続法の改正で明文化されたこととなります。

したがって、相続債権者は、遺言で相続債務について法定相続分とは異なる負担割合が定められていたとしても、債権者は法定相続分に従って権利行使をすることができます。

但し、本条は相続債権者との関係を規律するものであり、共同相続人間の内部的な負担割合を規律するものではありませんので、法定相続分を下回る相続分の指定を受けた相続人が本条に基づいて相続債権者に弁済した場合に他の共同相続人に超過分の求償を求めることを妨げるものではありません。

なお、本条の但書では、相続債権者が共同相続人の一人に対してその指定された相続分に応じた債務の承継を承認したときは、それ以後の相続債権者の権利行使は指定相続分に応じてなされなければならないとされていますので、相続債権者としては注意が必要です。

4 遺言執行者がある場合の遺言執行妨害行為の効力

(民法1013条2項)

遺言執行者がある場合に、相続人が遺言執行を妨害した場合には、当該行為は無効とされますが、善意の第三者に対抗することはできないとされました。

改正前民法のもとでは、相続人による遺言執行妨害行為は絶対無効であると解釈するのが判例でしたが、第三者にとって遺言の内容等は明らかではないことから、第三者を保護し取引の安全を図る必要があるとして新たに規定が設けられました。

5 最後に

以上のように相続の効力等については、第三者保護の観点から改正前民法のもとでとられていた解釈と異なる規定が多くありますところ、遺言等を作成する場合や相続人となられた場合には、これまで以上に相続人間のみならず第三者との関係にも注意を払う必要がでてくるものと思われます。

2020年4月から特定の法人について 電子申請が義務化されます。

現在、政府全体で行政手続コスト（行政手続に要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、特定の法人の事業所が社会保険・労働保険に関する一部の手続を行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなりました。

特定の法人とは

- 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社（保険業法）
- 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

一部の 手続とは

健康保険 厚生年金保険

- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届

労働保険

- 継続事業（一括有期事業を含む。）を行う事業主が提出する以下の申告書
 - ・年度更新に関する申告書（概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書）
 - ・増加概算保険料申告書

雇用保険

- 被保険者資格取得届
- 被保険者資格喪失届
- 被保険者転勤届
- 高年齢雇用継続給付支給申請
- 育児休業給付支給申請

（注意事項）

- 1 2020年4月以降に開始される各特定の法人の事業年度から適用されます。
- 2 社会保険労務士や社会保険労務士法人が、対象となる特定の法人に代わって手続を行う場合も含まれます。
- 3 以下に該当する場合は、電子申請によらない方法により届出が可能です。
 - (1)電気通信回線の故障や災害などの理由により、電子申請が困難と認められる場合
 - (2)労働保険関係手続（保険料申告関係）については、労働保険事務組合に労働保険事務が委託されている場合、単独有期事業を行う場合、年度途中に保険関係が成立した事業において、保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合。

◎詳細については、健康保険(協会けんぽ管掌の事業所に限る)・厚生年金保険に関する手続は年金事務所に、労働保険に関する手続は事業所の所在地を管轄する労働局に、雇用保険の被保険者に関する手続はハローワーク又は都道府県労働局雇用保険電子申請事務センターにお問い合わせください。



厚生労働省

中小企業・個人事業所の 大黒柱

持病を
お持ちの方も
ご相談
ください。

休業支援共済

共済商品の内容

保障のコース	① 入院共済金 入院1日目から30日まで	② 休業支援共済金 継続して30日以上入院	30日以上入院した場合 の合計額（①+②）
100万円 コース	1日につき 10,000円 入院共済金支払限度30万円	一時金で70万円	100万円
50万円コース	1日につき 5,000円 入院共済金支払限度15万円	一時金で 35万円	50万円
30万円コース	1日につき 3,000円 入院共済金支払限度9万円	一時金で 21万円	30万円

○ 詳細につきましてはパンフレットをご覧ください。

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館 3 階

0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館 3 階

【東信支部】上田市常田 2 丁目 20-26 トキタビル3階

【中信支部】松本市中央 1 丁目 23-1 松本商工会館3階

【南信支部】諏訪市高島 2 丁目 1201-40 RAKO 華乃井ホテルバレス1階

【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026(269)0885

TEL.0268(24)1789

TEL.0263(33)0510

TEL.0266(78)4033

TEL.0265(24)7099

国税庁ホームページで

確定申告



申告会場は大変混雑するため、

長時間お待ちいただく場合があります

パソコン、スマホから 確定申告ができます！

STEP

① 国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」

へアクセス

STEP

② 申告書を作成 画面の案内に従って入力すると自動計算で申告書が作成できます。

STEP

③ 申告書を提出 申告書の提出方法は2通りあります。

▶作成コーナーからe-Taxで送信！

▶印刷して提出！郵送等で税務署に提出します。

▶お問合せはお電話で！

作成コーナーの操作方法に関するご質問は、

『e-Tax・作成コーナーヘルプデスク』に

お問合せください。

0570-01-5901（全国一律市内通話料金）

申告内容に関するご質問や必要書類の確認は、

最寄りの税務署にお問合せください。

申告の際にはマイナンバーの記載＋本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

ネット申告（e-Tax）で提出の場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

所得税および復興特別所得税・贈与税

令和2年**3月16日**(月)まで

消費税および地方消費税(個人事業者)

令和2年**3月31日**(火)まで

事業税・住民税の申告期限

令和2年**3月16日**(月)まで

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクを
カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および長野県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央 1-21-8 大樹生命松本ビル 2F TEL:0263-34-3585
<https://www.taiju-life.co.jp/>

長野営業部 026-226-2820 松本営業部 0263-35-8519
諏訪営業部 0266-52-1356 あづみ野営業部 0263-84-0256
上田営業部 0268-24-2755 佐久営業部 0267-62-0358

飯田営業部 0265-24-4980
東御営業部 0268-64-5413

大樹-KB-2019-457 (損保) B-2019-66 (2019.6)
B-2019-1126 (2019.6) 使用期限 2020.3.31

労働問題研究会の開催について

中小企業を取り巻く経済環境と今後の労働課題などを的確に捉えるため、本会と長野県中小企業労働問題協議会が共催して地区労働問題研究会を開催します。

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成30年7月に公布され、平成31年4月1日以降、段階的に法律が施行されています。法改正により、同一企業における正規・非正規の間の不合理な待遇差の解消等について、労働基準法などの関連する法律が改正されています。

今回の地区労働問題研究会では、「同一労働・同一賃金」をテーマに開催いたしますので、大勢の皆さまのご出席をお待ちしております。

開催日程及び講師

諏訪会場	日程：令和2年2月25日（火） 場所：「RAKO 華乃井ホテル」 Tel 0266-54-0555	社会保険労務士・行政書士中村事務所 社会保険労務士 中村 勝 氏
上田会場	日程：令和2年2月28日（金） 場所：「ホテル祥園」 Tel 0268-22-2353	社会保険労務士法人酒井総合事務所 社会保険労務士 酒井 香映 氏
長野会場	日程：令和2年3月5日（木） 場所：「ホテル信濃路」 Tel 026-226-5212	たけなか社会保険労務士事務所 社会保険労務士 竹中 淑子 氏
松本会場	日程：令和2年3月6日（金） 場所：「アルピコプラザホテル」 Tel 0263-36-5055	社会保険労務士水野事務所 社会保険労務士 水野 誠也 氏

開催時間及びテーマ（全会場共通）

時 間 午後1時30分～午後3時00分

テーマ 「働き方改革に伴う同一労働・同一賃金」

参加料 無料

お申込・お問い合わせ先 本会連携支援部支援課 TEL 026-228-1171

☆働きやすい職場環境づくり

「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。

ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

経費管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を賢く活用

中退共 小企業 職金 積立制度

「中退共」で検索！
<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

（注）勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート MONTHLY REPORT

2020

2

No.519

第519号 令和2年2月10日発行
購読料年間3,000円（消費税・送料込み）
発行人 佐々木正孝
発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町131-10
長野県中小企業会館内4F
TEL 026-228-1171
印刷所 カシヨ株式会社

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

01.

全国ネットワーク支援

全国ネットワークで、
企業間の連携をサポート。

47都道府県に広がる店舗網や、7万社以上のお客さまとのリレーションを活かし、商工中金はビジネスマッチングや事業承継・M&Aなど、企業の縁結びをサポートします。

02.

組合支援

中小企業組合の活動を、
情報と金融でサポート。

個々の企業では解決しきれないさまざまな課題に、連携して対応する中小企業組合。商工中金は、組合運営のフォローや情報提供、ご融資まで、組合活動を継続的にサポートします。

03.

海外展開支援

海外進出を、情報と金融で
継続的にサポート。

海外拠点や現地の政府機関、提携金融機関とのネットワークを活かし、商工中金はお客さまの海外進出検討段階から現地での事業拡大ニーズまで、幅広くサポートします。

長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11 TEL:026(234)0145
諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手1-14-6 TEL:0266(52)6600
松本支店 〒390-0811 松本市中央2-1-27 TEL:0263(35)6211



人を思う。未来を思う。

商工中金